

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



魅力発信事業

[平成27年9月8日(火) 13:30~15:00]

飯野高等学校 普通科 1年 9名

[平成27年10月3日(土) 10:00~12:00]

小林高等学校 普通科・普通科体育コース 1年 69名

2016.

05

MAY

No.499

目次 CONTENTS

●平成28年5月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（4月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第1回常務理事会を開催	3
2. 第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会	5
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る取扱等について	7
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	8
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	10
●技士会	
1. 平成28年度2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	11
2. 今後の入札で必要とされる技術員～CIM／電子納品／土木積算～セミナー 開催のお知らせ	11
3. 平成28年度監理技術者講習の日程のお知らせ	12
●建退共	
1. 建退共事業加入・履行証明書の発行について	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	14
●建防災	
1. 熱中症予防対策について	14
2. 労働保険年度更新集合受付のお知らせ	15
●火薬協会	
火薬関係保安講習会の受講申込受付中	16
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	17
2. 中間前払金制度のご案内	18
3. 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証について	19
4. 平成28年6月監理技術者資格者証が変わります	20

平成 28 年 5 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月			
3	火	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	水	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	木	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	金	新会長会議	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（7日まで延岡）	
7	土			
8	日			
9	月	県協会臨時常務理事会、理事会 技士会総会、監理技術者講習	建災防代議員会	組合理事会 火薬保安協会代議員会
10	火	県協会テレビCMWG	コンクリート造の工作物の解体等作 業主任者講習（11日まで清武）	
11	水	一級土木施工管理試験講習会（13日まで）		
12	木			
13	金		高所作業車運転技能講習（14日まで延岡）	
14	土			
15	日			
16	月	県協会第1回国土交通委員会		
17	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育 （清武）	
18	水		車両系建設機械（解体用）運転技能 講習（清武）	
19	木			火薬保安講習会（宮崎）
20	金	県協会表彰式、総会、講演会、懇談会	車両系建設機械（整地・掘削）運転 技能講習（21日まで清武）	組合総会 全建協連総会
21	土			
22	日			
23	月			
24	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主 任者技能講習（26日まで清武）	
25	水	県協会常務理事会 一級土木施工管理試験講習会（27日まで）		
26	木			
27	金	全国土木施工管理技士会連合会総会	ローラー運転業務特別教育（28日ま で清武）	
28	土			
29	日			
30	月		建災防本部理事会・総代会（東京）	中央会総会
31	火	全国建設業協会通常総会（東京）	熱中症予防指導員研修（清武）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（4月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
H28.4.1「宮崎県建築物耐震改修促進計画」が改定されました	宮 崎 県	html
国・宮崎県・宮崎県内市長村等発注見通し		
NEXCO西日本H28発注見通しについて	NEXCO西日本	
平成28年版建設業労務安全必携のご案内	全国建設業協会	

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(株) 五 幸 建 設	代表者	河 野 喜 征	河 野 裕 介
	(有) 高 山 産 業 開 発	所在地	〒883-0108 日向市東郷町八重原迫野内819番地	〒883-0108 日向市東郷町八重原819番地
	(株) 松 澤 組	代表者	松 澤 衛	松 澤 芙 美

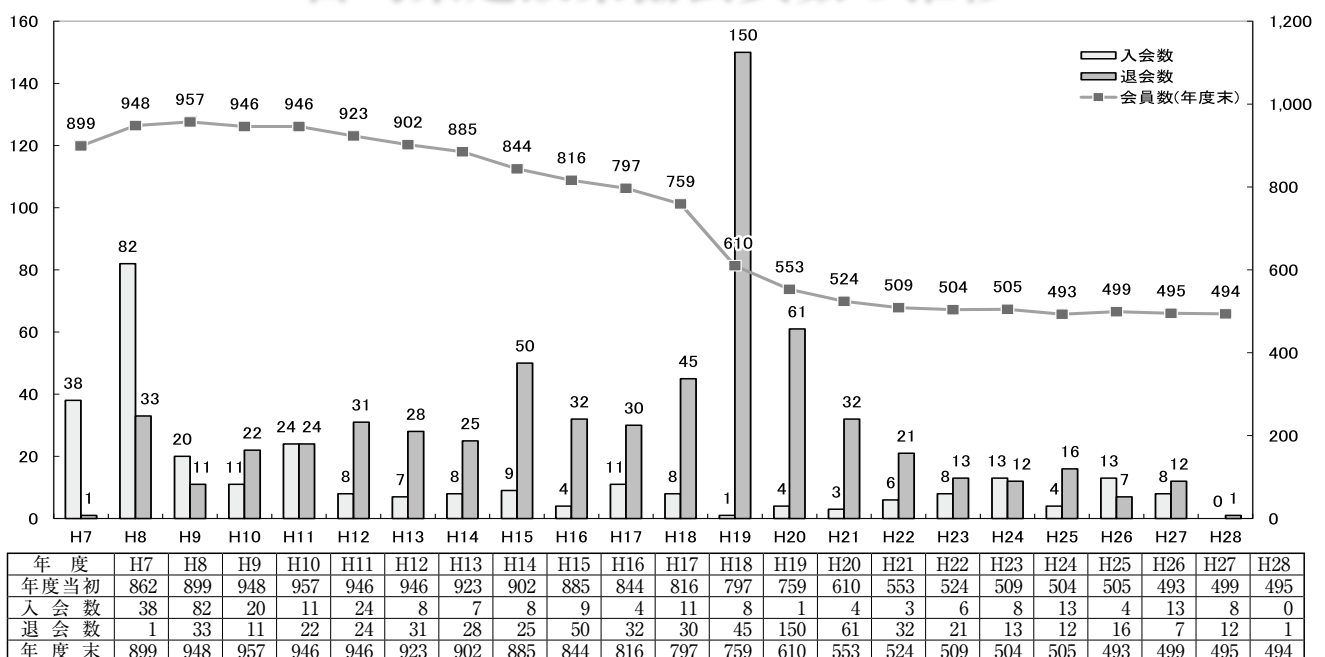
【退 会】 ※ 平成27年度3月末退会者

地 区 名	会 社 名	代表者名	地 区 名	会 社 名	代表者名
日 南	(有) 拓 磨 建 設	河 上 光 明	東 諸	(有) 小倉重機建設	小 倉 正 昭
串 間	永 友 建 設 (有)	永 友 雅 人	日 向	(株) 黒 高 組	黒 木 耕 作
都 城	森 建 設 (株)	森 正 美	高 千 穂	(有) 山 本 建 設	山 本 富 士 生

【退 会】 ※ 平成28年度4月退会者

地 区 名	会 社 名	代表者名
日 向	(株) 前田工務店	前 田 廣 美

宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH28.4.25現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第1回常務理事会を開催

平成28年4月18日（月）午後12時50分、建設会館2階「委員会室」において、出席者全員で熊本地震の犠牲者に黙祷を捧げた後、榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「熊本地震では、熊本県建設業協会の橋口会長にお見舞いを伝えると同時に、本会として何か支援出来ることがあれば協力したいとも伝えた。今後、お見舞い金等何らかの支援を行いたい。

4月14日は九地整を訪問して宮崎河川国道事務所竹林前所長ほか関係者に挨拶を行った。また、25日には、総会で基調講演をしていただく大石久和先生を訪ね本県の実情等を説明する予定である。

県は、公共三部の当初予算の配分額が485億円だったようである。国では、上期に8割執行の話があるが、県にも早期発注をお願いするとともに、その後の補正予算確保に向けた動きに期待したい。

各地区協会とも総会を控え多忙な時期にあるが、本日はよろしく願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、意見交換会における県の出席者及び説明事項について報告した。意見交換会における本会の意見・要望事項等が審議され、承認された。（内容は意見交換会議事録にて）

議題2 平成27年度事業報告・決算報告等について

大谷総務課長が、資料2に基づき平成27年度事業報告を行った後、榎村事務局長が決算報告を行い、いずれも承認された。

議題3 平成28年度通常総会決議について

榎村事務局長が資料3に基づき、本年度総会において決議を行うかを諮り、実施することが承認された。

続いて、決議（案）について説明を行い、決議項目を一部修正し理事会及び総会に諮ることが承認された。

議題4 足立としゆき氏の選挙対策について

榎村事務局長が資料4-1に基づき、選挙運動用法定ハガキの本県割当について報告した後、山崎会長が各団体に対し適切な配分を行うことを提案し、承認された。

榎村事務局長が資料4-2に基づき、6月15日（水）の来県について報告し、山崎会長が各団体ともに役員及び青年部、そして女性中心に動員をお願いすることを提案し、承認された。

榎村事務局長が資料4-3に基づき、7月4日（月）の来県について報告し、本会の動員計画が承認された。また、市町村長及び関連団体等幅広く参加を呼びかけることが承認された。

議題5 その他

（1）平成28年度事業計画書の鑑文（案）について

榎村事務局長が参考1に基づき、鑑文（案）について報告した。



第1回 常務理事会

(2) 高速道路整備に関する新聞広告について

樫村事務局長が参考2に基づき、商工会議所連合会取り纏めによる宮日新聞の共同広告掲載について報告し、承認された。

(3) その他

菊池課長が参考資料に基づき報告し、県生コンクリート工業組合による生コン学校入校生募集に協力することが承認された。また、竹尾副会長が技士会より1/2助成を行うことを報告し、承認された。

議題7 6月常務理事会開催日について

山崎会長から、6月は6月23日(木)に開催することが提案され、承認された。

2. 第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成28年4月18日（月）午後4時00分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、第1回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

東 県土整備部 部長
大谷 県土整備部 次長（道路・河川・港湾担当）
森山 県土整備部 次長（都市計画・建築担当）
管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
 壱岐主幹、津田主幹、深谷副主幹
 金丸主事
技術企画課：木下課長、石井課長補佐、迫主幹
 三橋主幹、浜川主幹、榎本主査
営 繕 課：山下課長、西川課長補佐、石見主幹

【山崎会長挨拶】

本年度第1回目の意見交換会に部長外多数のご出席をいただきお礼を申し上げる。

熊本地震については、熊本県建設業協会長と連絡を交わしているところである。本会としても危機管理意識を持ちしっかり取り組みたい。

県の当初予算については3月の意見交換会で説明を受けているが、事業費総額は485億円になったようである。国は上半期に8割執行する話があるが、県も早期発注をお願いしたい。また、本年度も経済・雇用対策で最低制限価格が概ね90%になるが、議会で発言があったように最低制限価格の検証をお願いしたい。業界の現状は依然として厳しく、今後倒産や廃業が増える心配をしており、本会としても会員の経営状況を見ながら対策を検討したい。

意見交換会では決定事項をお聞きすることもあるが、事前に相談いただけるものは一緒に検討するという事で、今年もよろしくお願い申し上げます。



山崎会長挨拶

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野(宏)・竹尾副会長
 後藤・小野・堀之内・淵上・藤元
 河野(孝)・甲斐常務理事
事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
 兼事務局長、大谷・一安・菊池課長

【東県土整備部長挨拶】

協会にはインフラ整備や災害対応等でご尽力いただきお礼を申し上げます。

熊本地震では、本県も高千穂で震度5強があり予断できない状況にある。各事務所から地区協会の地震対応について報告が届いており感謝申し上げます。隣県のことであり、協会同士で情報交換が行われているようであるが、県に相談をいただければ対応を検討したいし、情報の共有をお願いしたい。

東九州自動車道は、北九州・宮崎間が今月全線開通予定であり、日南・志布志間も一部新規事業化された。クルーズ船の寄港や細島港物流ターミナル供与等の話題もあるため、インフラ整備を通してストック効果が上がるよう努めたい。予算確保は担い手確保・育成のためにも大事であるし、県としても国と同じく当初予算の8割執行するため、その後の対策として補正予算の確保に取り組みきたいし、協会と一緒に頑張りたいのでご協力いただきたい。

協会には早めの相談を行いたい。この1年間意見交換をよろしくお願い申し上げます。



東県土整備部長挨拶

◆県からの情報提供について

(1) 公共事業における経済・雇用対策等の取組について (管理課)

- ・品確法の趣旨を取り込み実施

(2) 公共工事における各種取組について (技術企画課)

- ・最低制限価格の検証について、業者にコスト調査票作成を依頼計画。
- ・週休2日制を踏まえた標準工期の検証について、平成27年度に受注・完成した工事を対象に、土木事務所から業者に調査票作成を依頼。
- ・老朽化対策で「橋梁保全工事」を新設するが、その結果経費率が上昇する。
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の間接工事費率の見直しにより、全体として経費率が上昇する。
- ・「交通誘導警備員」の訓練や安全ユニット費用を積算化するため直接工事費に変更した結果、共通仮設費率が上昇する。

(3) 中間検査の改定について (工事検査課)

- ・検査範囲は特記仕様書で指定する。
- ・平成28年3月末時点で中間検査の終わっていない工事から適用する。

◆意見交換会

(1) 公共事業における経済・雇用対策等の取組について

- 公共工事における各種取組について
- 中間検査の改定について

(2) 本会からの意見・要望

- ・主任技術者の実績に係る年齢について
- ・道路災害情報における地図による案内について
- ・当初予算における箇所付けや今後の発注について
- ・国の上半期8割発注における県の早期発注、平準化について

以上、午後5時00分、意見交換会を終了した。



県土整備部との第1回意見交換会

雇用改善コーナー

1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号
平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒業者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号
職発 0330 第 6 号
平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長
生 田 正 之

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

技士会

1. 平成28年度 2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、土木施工管理技士の国家資格の取得を目指す技術者のために、宮崎県建設業協会の後援により2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を下記日程で実施します。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成28年度の日程等につきまして、下記のとおりです。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程	2級学科講習 6日間 平成28年7月13日（水）～7月15日（金） 平成28年7月27日（水）～7月29日（金）
会員受講料	2級講習 39,000 円 (テキスト・実力テスト・問題集を含む)
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
お問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 今後の入札で必要とされる技術員～CIM/電子納品/土木積算～セミナー開催のお知らせ（6ユニット）

本セミナーでは、「今後の入札制度で必要とされる技術員とは？」について取り上げるとともにコンクリート施工の基本、建設現場の生産性向上を目的とした情報化施工などの講習会を開催致します。

日 程	対象地区協会	会 場
平成28年6月22日（水）	日南・串間・都城	都城建設会館
平成28年6月23日（木）	宮崎・東諸	宮崎建友会館
平成28年7月5日（火）	小林	小林地区建設会館
平成28年7月6日（水）	西都・高鍋	西都建設会館
平成28年8月4日（木）	日向	日向建設会館
平成28年8月5日（金）	延岡・高千穂	延岡建設会館

申込みなど詳細については、地区協会からの案内をご覧ください。

3. 平成 28 年度監理技術者講習の日程のお知らせ

監理技術者講習につきましては、
現行の建設業法では講習修了証が
必要なため、平成 28 年度も（一社）
全国土木施工管理技士会連合会主
催の講習を右記日程で実施します。

日 程	場 所
平成 28 年 5 月 9 日（月）	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 28 年 8 月 10 日（水）	
平成 28 年 11 月 15 日（火）	

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額 3,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

※ 6 月から現行の下請契約金額「3,000 万円」は「4,000 万円」に上げられる予定です。

建退共

1. 建退共事業加入・履行証明書の発行について

建設業退職金共済（建退共）事業の『加入・履行証明書』は、「経営事項審査申請用」と「入札参加資格申請用（指名願）」があり、証明書は、申請者である建退共事業加入の事業主が制度を適正に実施していることを確認して発行します。

* 建退共制度の適正な実施とは

公共工事・民間工事を問わず、事業主が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新していること。

【加入・履行証明手続きに必要なもの】

◎ 経営事項審査申請用（労働福祉向上の一つとして加点評価の対象）

1. 加入・履行証明願
宮崎県支部の様式（申請書）を使用してください。
（各地区の建設業協会にもあります。ダウンロードした様式では受け付けていません。）
2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。
2. 共済手帳受払簿の原本
前年分（支部の受付印のあるもの）の続きに記入してください。
3. 共済証紙受払簿の原本
決算期ごとに記入してください。
4. 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー
5. 元請又は下請で建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー
6. 手数料200円
〈郵送で申請する場合〉
手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。
7. 返信用封筒A4サイズ
返信先の会社の住所を記入し、140円切手を貼付してください。

◎ 入札参加資格申請用（指名願）

1. 証明願
2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。
2. 最近3か月間の掛金収納書のコピー
3. 元請からの建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー
4. 手数料200円
〈郵送で申請する場合〉
手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。
返信先の会社の住所を記入し、82円切手を貼付してください。

《ご注意》

証明願に必要な事項が記入されていなかったり、上記の必要書類の添付がなく、また、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書が発行できませんのでご注意ください。

また、証明書の内容確認に時間がかかりますので、証明願は日数に余裕を持って提出してください。書類の不備等で連絡がつかない場合は、返送することもありますのでご了承ください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
2月末計	2,778	48,937
加 入	8	119
脱 退	0	71
3月末計	2,786	48,985

		手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円) (2月の状況)	
			件数(件)	金額(円)		
前年度までの累計		418,133	47,311	28,779,556,687	114,692,186	
27 年度 分	～2月分	8,355	888	748,503,658	～1月分	595,971
	3月分	782	73	43,149,810	2月分	40,038
	合計	9,137	961	791,653,468	合 計	636,009
総 累 計		427,270	48,272	29,571,210,155	115,328,195	

建災防

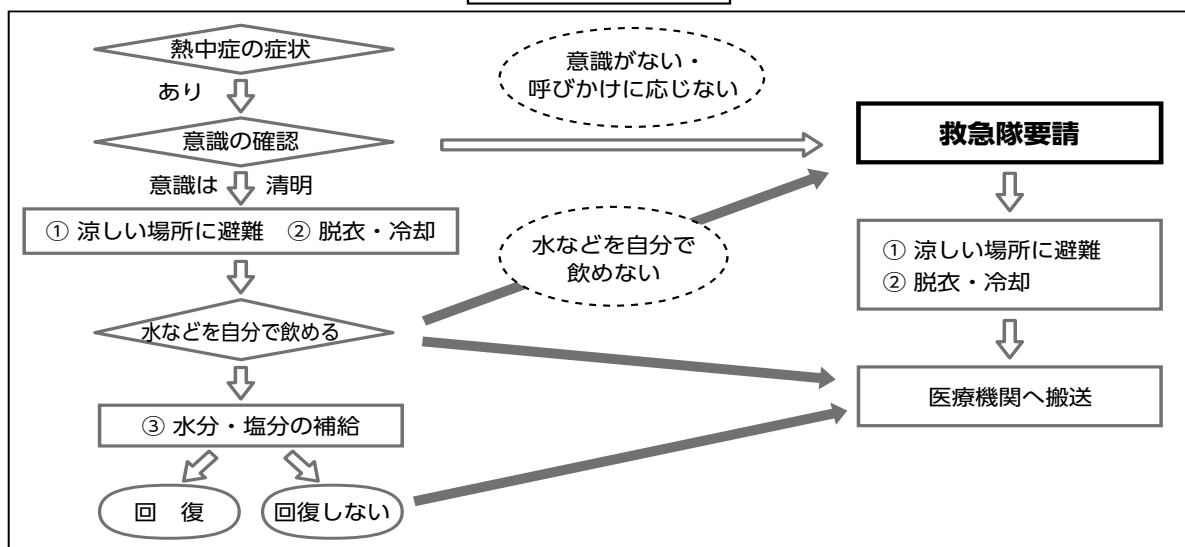
1. 熱中症予防対策について

平成27年の全国の職場における熱中症の死者数は32人と例年より多く発生し、特に建設業及び建設現場に付随して行う警備業を合わせた死者数は19人と、猛暑であった平成22年の死者数と同数となっております。

建災防宮崎県支部では、「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急措置」等の内容とする講習会を下記により開催する予定です。

開 催 日	開 催 場 所
平成28年5月31日(火)	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成28年6月30日(木)	延岡建設会館 (延岡市愛宕町 2-32)
平成28年7月1日(金)	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559-1)

熱中症の救急措置



2. 労働保険年度更新集合受付のお知らせ

宮崎労働局からのお知らせ（45）

事業主の皆様の便宜を図るために、労働保険料等申告書の集合受付を実施いたしますので、ご都合のよい会場をご利用ください。

平成28年度労働保険年度更新集合受付会場日程表

監督署	安定所	月 日	曜 日	時 間	会 場	
					名 称	所 在 地
宮崎署	宮崎所	6月21日	火	9:00～16:00	J A・A Z Mホール (本館2階 小研修室)	宮崎市霧島1-1-1 TEL 0985-31-2000
		6月22日	水	9:00～16:00	J A・A Z Mホール (本館2階 小研修室)	宮崎市霧島1-1-1 TEL 0985-31-2000
	高鍋所	6月15日	水	10:00～15:00	西都市コミュニティセンター (3階 研修室)	西都市聖陵町2-2-6 TEL 0983-43-1111
		6月16日	木	11:00～14:00	西米良村基幹集落センター (2階 研修室)	西米良村大字村所1-5 TEL 0983-36-1111
		6月17日	金	10:00～15:00	高鍋町中央公民館 (作業室)	高鍋町大字上江8-1-3 TEL 0983-23-0048
延岡署	延岡所	6月15日	水	10:00～16:00	延岡総合文化センター (1階 展示室1)	延岡市東浜砂町6-1-2 TEL 0982-22-1855
		6月16日	木	10:00～16:00	延岡総合文化センター (1階 展示室1)	延岡市東浜砂町6-1-2 TEL 0982-22-1855
		6月17日	金	10:00～15:00	高千穂町中央公民館 (2階 視聴覚室)	高千穂町大字三田井7-2-3-1 TEL 0982-72-7219
	日向所	6月13日	月	10:00～15:00	日向市文化交流センター (3階 大会議室)	日向市中町1-3-1 TEL 0982-54-6111
		6月14日	火	10:00～15:00	日向市文化交流センター (3階 大会議室)	日向市中町1-3-1 TEL 0982-54-6111
		6月20日	月	10:00～15:00	美郷町西郷ニューホープセンター (大集会室)	美郷町西郷区田代1-8-7-0 TEL 0982-66-2130
都城署	都城所	6月16日	木	10:00～16:00	都城市ウェルネス交流プラザ	都城市蔵原町1-1-2-5 TEL 0986-26-1100
		6月17日	金	10:00～16:00	都城市ウェルネス交流プラザ	都城市蔵原町1-1-2-5 TEL 0986-26-1100
	小林所	6月21日	火	10:00～15:00	えびの市文化センター (団体室)	えびの市大明司2-1-4-6-2 TEL 0984-35-2268
		6月22日	水	10:00～15:00	小林市文化会館 (会議室1・2)	小林市駅南2-3-2 TEL 0984-23-7400
日南署	日南所	6月15日	水	10:00～15:00	串間市中央公民館	串間市大字西方9-0-5-0 TEL 0987-72-1846
		6月16日	木	10:00～16:00	日南労働基準監督署 (2階 会議室)	日南市戸高1-3-1-7 TEL 0987-23-5277
		6月17日	金	10:00～16:00	日南労働基準監督署 (2階 会議室)	日南市戸高1-3-1-7 TEL 0987-23-5277

※納付については、受付待ち時間の短縮を図るため、できるだけ金融機関での納付をお願いいたします。

※記入方法がおわかりにならない場合は、賃金台帳、賃金月別集計表、工事台帳、請負契約書等の保険料等の算定に必要な書類と印鑑をご持参いただければ、受付会場で労働保険料等申告書等の作成のお手伝いをいたします。

火薬協会

火薬関係保安講習会の受講申込受付中！

平成28年の保安講習会を下記の日程で開催いたします。早めに申込を行って下さい。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の方は次回受講期限年月日を確認してください。

各事業所の担当者の方は、受講者の漏れがないように再確認方よろしくお願いします。

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
5月19日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
6月9日	木	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
7月25日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
7月26日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
8月4日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
8月25日	木	日南建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月15日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月27日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
11月17日	木	西都建設会館	責任者、従事者	13:00～
12月15日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ 再教育(総合)講習会の講習開始時間は、**10:00**です。

※ 責任者、従事者講習会の開始時間は各会場とも**13:00**です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 知事試験案内・知事試験対策養成講習会の資料は5月中旬に送付予定です。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	293	19.6%	15,199	50.8%	3,965	▲15.4%	119,305	▲15.4%
平成26年度	245	▲19.1%	10,078	▲25.5%	4,689	▲8.8%	141,088	▲16.3%
平成25年度	303	▲3.5%	13,524	3.3%	5,139	14.3%	168,545	23.6%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

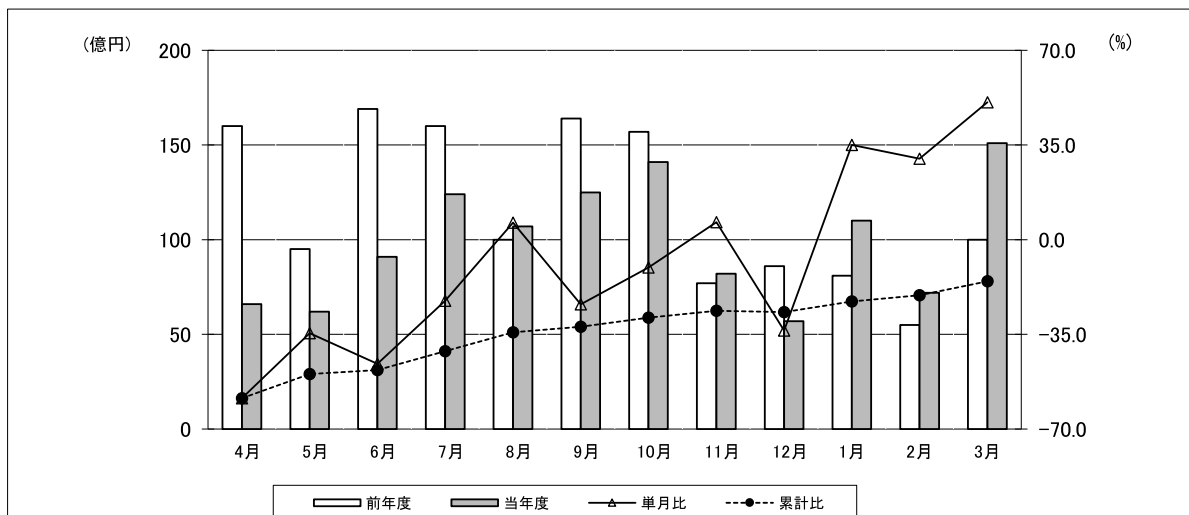
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	34	41.7%	4,981	8.5%	266	▲10.1%	33,306	▲4.3%
独立行政法人等	0	-	0	-	30	▲3.2%	3,047	2.4%
県	181	27.5%	4,696	14.9%	1,406	▲21.9%	35,083	▲25.4%
市町村	72	▲7.7%	5,279	284.7%	2,221	▲11.5%	44,708	▲15.4%
その他	6	<	242	<	42	▲19.2%	3,160	▲8.9%
計	293	19.6%	15,199	50.8%	3,965	▲15.4%	119,305	▲15.4%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	52	▲3.7%	3,797	▲3.1%	815	▲13.8%	32,870	▲5.3%
日 南	18	5.9%	537	▲46.5%	244	▲10.6%	9,330	▲9.3%
串 間	7	▲41.7%	154	▲53.2%	172	▲10.4%	3,416	▲24.2%
都 城	33	266.7%	1,637	216.6%	458	▲18.1%	13,286	▲17.4%
小 林	31	24.0%	2,817	194.1%	430	▲9.3%	11,653	▲3.8%
高 岡	3	200.0%	55	64.1%	138	▲8.6%	4,192	61.9%
西 都	13	0.0%	509	23.0%	223	▲27.6%	4,855	▲43.7%
高 鍋	15	25.0%	645	198.6%	206	▲24.8%	5,612	▲45.5%
日 向	49	16.7%	3,183	96.5%	541	▲25.5%	13,697	▲16.9%
延 岡	44	76.0%	1,386	157.8%	360	▲10.0%	9,563	▲46.7%
西臼杵	28	▲20.0%	473	▲9.9%	378	▲2.1%	10,826	41.3%
計	293	19.6%	15,199	50.8%	3,965	▲15.4%	119,305	▲15.4%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

＜中間前払金のメリット＞

- ① 現場をストップさせる必要なし！
- ② 全額現金で払出OK！
- ③ 保証料率は一律**0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ 宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ 工期の2分の1を経過していること
■ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること
■ 当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること

＜保証申込時に必要な書類＞ ① 保証申込書 ② 使途内訳明細書 ③ 認定調書（通知書）の写し

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167
ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成28年3月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	8	1,503,744	▲42.9%	▲79.2%
防衛省	2	829,637	100.0%	217.2%
宮崎県	128	5,028,231	▲33.0%	▲47.0%
宮崎市	38	1,701,547	▲22.4%	▲30.3%
都城市	20	1,403,114	▲9.1%	16.6%
延岡市	17	909,179	▲41.4%	▲24.4%
日南市	4	126,230	0.0%	▲69.4%
小林市	8	147,322	▲33.3%	▲81.2%
日向市	2	70,794	▲60.0%	▲80.0%
串間市	1	106,704	<	<
西都市	1	3,765	▲87.5%	▲99.5%
えびの市	3	93,571	200.0%	795.0%
三股町	1	254,078	<	<
国富町	1	10,761	0.0%	▲73.2%
高千穂町	1	25,272	0.0%	▲10.0%
日之影町	2	44,820	100.0%	18.2%
美郷町	3	224,680	50.0%	3.2%
西米良村	1	137,711	<	<
椎葉村	1	46,980	<	<
その他公共的団体	1	44,820	<	<
計	243	12,712,965	▲31.0%	▲52.2%

3. 地域建設業経営強化融資制度に係る 公共工事金融保証について（お知らせ）

平成28年3月

 西日本建設業保証株式会社

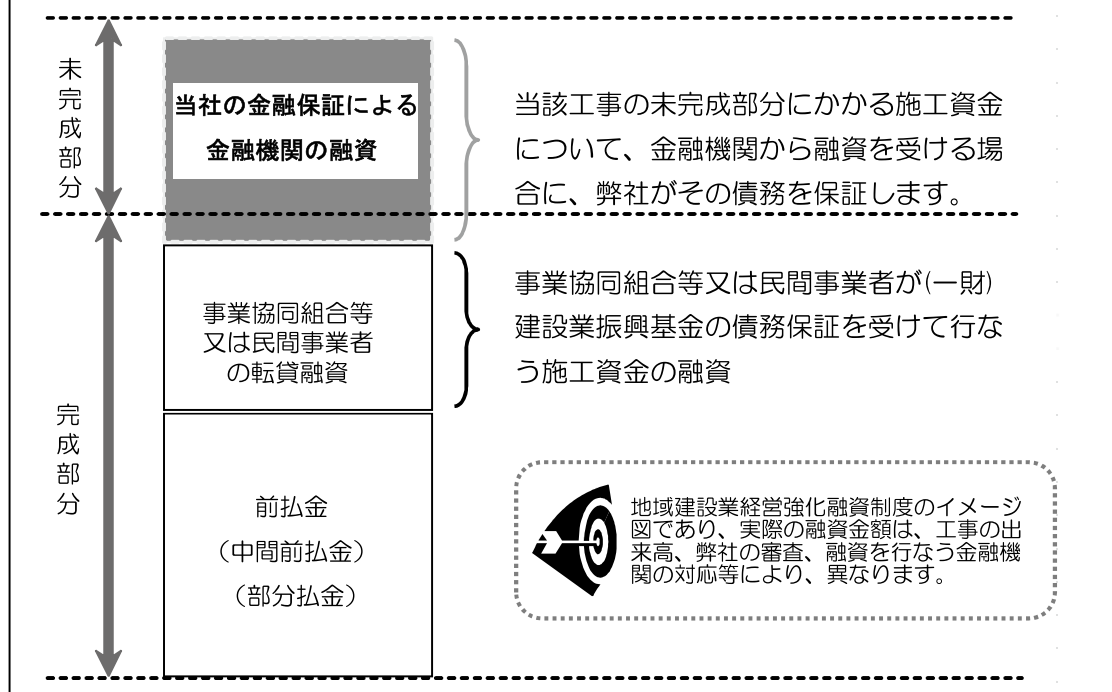
国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達円滑化のために創設した「**地域建設業経営強化融資制度**」を、平成33年3月31日まで延長する措置を講じました。

詳細については、下記のホームページをご参照下さい。

（一財）建設業振興基金・・・<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

- ・ 完成（出来高）部分に対しては、（一財）建設業振興基金の債務保証によって事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資を受けることができます。
- ・ 未完成部分に対しては、**弊社の債務保証（公共工事金融保証）**によって金融機関から融資を受けることができます。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証のイメージ 】



詳細については、弊社の各支店にお問い合わせ下さい。
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。
（http://www.wjcs.net/info/hon_shiten.html）

保証会社

4. 平成28年6月監理技術者資格者証が変わります

1枚になって、とても便利♪



変
わ
り
ま
す
!!

平成28年6月
監理技術者資格者証が

今までは…

講習修了証が
見つからない!

講習修了証が
見つからない!

講習修了証と一体化し便利になります

監理技術者講習修了履歴が
監理技術者資格者証(裏面)に
記載されます。

解体工事業が新設されます。
既存技術者の経過措置期間は
平成33年3月31日まで

詳しい
内容は
こちら

建設業技術者センター 検索

<http://www.cezaidan.or.jp/>

※QRコードからのアクセスは、一部できない場合があります。

建設技術者のためのコミュニティサイト

CONCOM

『コンコム』は、建設技術者の技術向上につながる情報と
意見交流の場を提供するコミュニティサイトです。

<http://concom.jp>

国土交通大臣指定資格者証交付機関

一般財団法人 建設業技術者センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア
TEL.03-3514-4711 FAX.03-3556-0340

平成 28 年経済センサス活動調査について

日本経済の未来は、あなたの調査票から。

経済センサス 活動調査

平成28年
6月1日

全国すべての事業所・企業の
みなさまが対象です



調査は、事業所の形態により、以下の2種類の方法のうち、いずれかでを行います。

- ◎支社などがない単独の事業所には、調査員が訪問して調査票を配布
- ◎支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送

事業所経営の みなさま	コンビニエンス ストアオーナー 41歳	工場 経営者 52歳	ラーメン店 店主 63歳
	建設会社 総務兼広報担当 54歳	商社 総務担当 28歳	銀行 経理担当 35歳
企業の 担当部署の みなさま			



平成28年
6月1日

全国すべての事業所・企業が対象です。

一調査票は平成28年5月末までにお届けします。ご回答、よろしくお願いいたします。

- この調査は統計法という法律に基づく基礎統計調査で、調査に回答する義務があります。
- 回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

ぜび
インターネットで
ご回答ください。



<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

経済センサス2016

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

平成28年4月より、
労働安全衛生推進事業
スタート! 詳しくはHPへ。

公益財団の 建設共済保険

法定外労災補償制度

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点点。

事業主のみなさん、この機会に「大きな安心」にお入りください。

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供
に対して、要保育期間および小学校から大学までの
在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索

<http://www.kyousaidan.or.jp/>